

熊本県農用地利用集積等推進基金に係る基本的事項の公表

○基金の名称

熊本県農用地利用集積等推進基金

○基金の額

1. 農地中間管理機構事業に係る事業資金

(単位：円)

年度	内容	基金造成額	うち国費相当額
平成 25 年度	積立	515,461,000	515,461,000
平成 26 年度	積立	392,502,000	392,502,000
	運用益	593,197	593,197
	取崩	▲29,884,902	▲29,884,902
平成 27 年度	運用益	858,418	858,418
	取崩	▲6,246,240	▲6,246,240
平成 28 年度	運用益	498,317	498,317
	取崩	▲144,490,722	▲144,490,722
平成 29 年度	運用益	43,945	43,945
	取崩	▲151,707,725	▲151,707,725
平成 30 年度	運用益	42,774	42,774
	取崩	▲162,871,081	▲162,871,081
平成 31 年度	運用益	36,364	36,364
	取崩	▲168,781,887	▲168,781,887
令和 2 年度	運用益	38,222	38,222
	取崩	▲182,428,716	▲182,428,716
令和 3 年度	運用益	9,801	9,801
	取崩	▲63,672,765	▲63,672,765
令和 4 年度	返還金	6,759	6,759
	取崩	▲6,759	▲6,759
令和 5 年度	返還金	5,424	5,424
	取崩	▲5,424	▲5,424
計		0	0

2. 機構集積協力金交付事業に係る事業資金

(単位：円)

年度	内容	基金造成額	うち国費相当額
平成 25 年度	積立	595,256,000	595,256,000
平成 26 年度	積立	1,121,515,000	1,121,515,000
	運用益	680,708	680,708
	取崩	▲95,047,354	▲95,047,354
平成 27 年度	運用益	1,582,017	1,582,017
	取崩	▲813,978,729	▲813,978,729
平成 28 年度	運用益、返還金	1,085,128	1,085,128
	取崩	▲55,411,257	▲55,411,257
平成 29 年度	運用益、返還金	1,914,629	1,914,629
	取崩	▲101,064,247	▲101,064,247
平成 30 年度	運用益、返還金	2,207,323	2,207,323
	取崩	▲49,278,900	▲49,278,900
平成 31 年度	運用益、返還金	167,435	167,435
令和 2 年度	運用益、返還金	2,652,200	2,652,200

令和 3 年度	運用益、返還金	2,126,266	2,126,266
	取崩	▲156,606,316	▲156,606,316
令和 4 年度	運用益、返還金	2,261,247	2,261,247
	取崩	▲243,475,411	▲243,475,411
令和 5 年度	運用益、返還金	3,293,216	3,293,216
	積立	50,000,000	50,000,000
	取崩	▲156,551,166	▲156,551,166
計		113,327,789	113,327,789

3. 農地台帳システム整備事業に係る事業資金

(単位：円)

年度	内容	基金造成額	うち国費相当額
平成 25 年度	積立	100,949,000	100,949,000
平成 26 年度	運用益	107,022	107,022
	取崩	▲83,069,868	▲83,069,868
平成 27 年度	運用益、返還金	1,439,156	1,439,156
	取崩	▲19,425,310	▲19,425,310
計		0	0

○基金事業等の概要

1. 農地中間管理機構事業

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地の中間的受け皿となる農地中間管理機構（以下「機構」という。）を設置し、農地の借り受け・貸し付け等に係る業務を実施する。

2. 機構集積協力金交付事業

担い手への農地の集積・集約化を加速するため、機構に農地を貸し付けた地域及び個人に対して協力金を交付する。

3. 農地台帳システム整備事業

農業委員会による農地情報の公開及び農地台帳の電算化等を支援する。

○基金事業等を終了する時期

農地中間管理機構事業及び機構集積協力金交付事業：令和 7 年度

農地台帳システム整備事業：平成 26 年度

○基金事業等の目標

担い手が利用する耕地面積を全耕地面積の 8 割とすることを目標とする。

○給付対象となる事務又は事業関係

1. 農地中間管理機構事業

(1) 申請方法

農地集積・集約化等対策実施要綱（平成 26 年 2 月 6 日付け 25 経営第 3139 号農林水産事務次官依命通知、以下「実施要綱」という。）第 6 の 3 の (1) を参照

(2) 申請期限

随時

(3) 審査基準

実施要綱の別紙「都道府県基金事業実施に当たっての条件」及び別記1「農地中間管理機構事業」等を参照

(4) 審査体制

担当部局において審査

2. 機構集積協力金交付事業

(1) 申請方法

実施要綱第6の3の(2)を参照

(2) 申請期限

担当部局が別に定める日

(3) 審査基準

実施要綱の別紙「都道府県基金事業実施に当たっての条件」及び別記2「機構集積協力金交付事業」を参照

(4) 審査体制

担当部局において審査

3. 農地台帳システム整備事業

※平成26年度で終了のため割愛